

渋川市小規模工事等希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する小規模な工事・業務委託・物品の購入等（以下「小規模工事等」という。）において、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 小規模工事等の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なもの。
- (2) 契約内容が、渋川市契約規則第20条で規定する随意契約によることが可能であるもの。

第3条 小規模工事等を受注できる者は、あらかじめ小規模工事等希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載されたものとする。

(登録できる者)

第4条 小規模工事等希望者として登録名簿に登載することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 渋川市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

(登録名簿への登載)

第5条 登録名簿に登載を希望する者は、小規模工事等希望者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税の納税証明書

(3) 暴力団排除の誓約書（別記様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の満了日の属する年において、市長が別に定める。

3 市長は第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を審査し、登録名簿に登載するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 受付の年の4月1日から2年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登載された者の有効期間は、当該登録以後最初に到来する有効期間の満了日までとする。

（登録事項の変更等）

第7条 登録名簿に登載された者は、登録事項を変更するとき又は営業を廃止したとき若しくは休止するとき、小規模工事等希望者登録事項等変更（営業廃止）届（別記様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条各号のいずれかに該当した場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

（登録者の取扱い）

第9条 市は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際して、原則として登録名簿に登載された者の中から選定するものとする。ただし、資格者名簿に登載された者のうちから業者選定することを妨げないものとする。

（契約保証金）

第10条 この制度による契約締結に際しては、契約保証金を免除する。

(前金払等)

第11条 小規模工事等については、前金払及び部分払の対象外とする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の渋川市小規模工事等希望者登録要綱(平成17年渋川市要綱)又は子持村小規模契約者登録基準(平成16年 子持村)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

登録番号

澁川市小規模工事等希望者登録申請書

年 月 日

澁川市長 あて

澁川市が発注する小規模工事等の契約について希望者登録を申請します。

所在地（住所）	〒 澁川市		
商号又は名称	フリガナ -----		
代表者職・氏名	フリガナ -----		
電話番号		F A X	

希望業種（不足する場合は別紙で追加してください。）

	登録希望業種	分類	具体的な工種や取扱品目	許可・免許等
1				
2				
3				
4				
5				

添付書類

- 1 市税納税証明書（未納額のない証明用）
- 2 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 3 号）
- 3 希望する業種の履行に際し許可・免許等が必要な業種は、名称を記入し、それを証明する証明書の写しを添付してください。

登録番号	
------	--

渋川市小規模工事等希望者登録事項等変更（営業廃止）届

年 月 日

渋川市長 あて

所在地（住所）
 商号又は名称
 代表者職氏名

営業を下記のとおり廃止しました。

小規模工事等希望者登録に係る 営業を下記のとおり一時休止します。

登録事項を下記のとおり変更します。

営業の廃止	廃止年月日	年	月	日
営業の一時休止	休止予定期間	年	月	日 から 年 月 日 まで
登録事項の変更	変更事項	変更前	変更後	

	変更年月日	年	月	日
備考				

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

渋川市長 あて

所在地（住所）
商号又は名称
代表者職氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を渋川市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自社（自己の法人その他の団体をいう。以下同じ。）の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - （4） 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - （5） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - （6） 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - （7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - （8） 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1（1）から（8）までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求を受けた場合は、渋川市長に報告し、警察に通報します。